

大分大学医学部附属病院運営に関する連絡会細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定に基づき、病院運営を円滑にするため、大分大学医学部附属病院運営に関する連絡会（以下「連絡会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 外来医長
- (3) 病棟医長
- (4) 中央診療施設及び特殊診療施設の副部長及び副センター長
- (5) 副薬剤部長
- (6) 副看護部長
- (7) 看護師長
- (8) 医療技術部検査部門及び放射線部門の技師長
- (9) 医事課長

(議長)

第3条 連絡会に議長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 議長は、必要に応じ連絡会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代行する。

(事務)

第4条 連絡会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-7号）

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院運営に関する連絡会要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。